



スポーツ・レクリエーションの新たな可能性

－障がいのある人もない人も共に生きる社会へのアプローチ－

<シンポジウム発言全文>

シンポジウム概要

日時 平成 24 年 9 月 21 日 16:00～17:30

会場 福井県フェニックスプラザ小ホール

来場数 347 名

文部科学省委託事業 健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業

登壇者

<司会>

日本体育大学 教授 野村 一路(のむら いちろ)

アナウンサー 田村 あゆち(たむら あゆち)

<パネリスト>

文部科学省 スポーツ青少年局 スポーツ振興課 専門官 中平 公士(なかひら こうじ)

同志社大学 スポーツ健康科学部 教授 藤田 紀昭(ふじた もとあき)

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 事務局次長 永松 真(ながまつ しん)

NPO 法人 福島県レクリエーション協会事務局長・全国福祉レクリエーション・ネットワーク代表
佐藤 喜也(さとうよしなり)

公益財団法人 日本レクリエーション協会 常務理事 浅野 祥三(あさの しょうぞう)

<ゲスト>

金村美津江(日本レクリエーション協会公認指導者)

オープニング

(野村氏) 皆様こんにちは。

(田村氏) こんにちは。

(野村氏) たいへん長らくお待たせをいたしました。只今より、「スポーツ・レクリエーションの新たな可能性－障がいのある人もない人も共に生きる社会へのアプローチ」と題しましてシンポジウムを開催いたします。司会進行はアナウンサーの田村あゆちさんと。

(田村氏) 日本体育大学教授でいらっしゃる野村一路先生と努めてまいります。

(野村・田村) よろしくお願ひします。

(田村氏) 障がいのある人もない人も誰もが日常的にスポーツ、レクリエーション活動を共に楽しみ、喜びを分かち合える社会。障がいのあるなしに関わらず、誰もが健やかでほがらかな地域での暮らしを支え合う仲間になれる社会。このような障がいのあるなしに関わらず、共に生きる社会への実現という目標にアプローチする有効な手段として、スポーツ・レクリエーションの新たな可能性を拓く取組みが始まりました。

(野村氏) それでは、ここで公益財団法人日本レクリエーション協会常務理事でいらっしゃる、浅野祥三さんより、本シンポジウムの内容を簡単にご説明いただき、日本レクリエーション協会として期待されている事についてご説明いただきます。

(浅野氏) 今日はたくさんの方々にご参加いただき、本当にありがとうございました。このシンポジウムに多くの皆さんが関心を寄せられていることが分かります。今日のシンポジウムは日常から楽しい活動や豊かな交流を通して、元気づくりや生きる喜びを高める活動を皆さん方は進めていらっしゃいます。そういったレクリエーションの普及、推進に関わる立場の方、そして日々障がいのある方々の暮らしを支える立場の方々。更に障がいのある人のスポーツ参加を促進する立場の方々など、様々な立場からご参加をいただいたフロアの皆さんと一緒にスポーツ・レクリエーションの可能性を探ることが今回のシンポジウムの狙いです。このシンポジウムから新たな一步を踏み出して、大きなムーブメントに繋がり、冒頭でご紹介をしました、障がいのある人ない人、誰もが日常的にスポーツ・レクリエーション活動を共に楽しみ、喜びを分かち合える社会の中で。地域での暮らしを支え合う仲間になれる。そういった社会の実現へのスタートになることを期待しております。よろしくお願ひします。

(田村氏)

シート 1

誰もが日常的にスポーツ・レクリエーション活動を共に楽しみ、喜びを分かち合うこと。誰もが健やかで朗らかな地域での暮らしを支え合う仲間になること。こんなイメージをひとりの障がいのある女性のレクリエーション・ライフを通して共有してみましよう。

シート 2

途中で左半身マヒとなった金村美津江さんは、趣味として、水泳やダイビングを満喫しています。

シート 3

リハビリとして始めた水泳が、全国障害者スポーツ大会への挑戦に発展。楽しみながらも、見事な成績を修められました。

シート 4

水泳の楽しみから、ダイビングへと趣味の世界が大きく広がりました。友人たちと潜る海も、伊豆から沖縄、そして海外へと。

シート 5

ダイビングへのはじめの一歩は、一緒に始めてくれた友人が後押ししてくれました。

シート 6

友人の輪が広がると、趣味の世界も広がります。

シート 7

趣味で出会ったレク指導者仲間と、スポーツ・レクリエーション活動の仕掛け人も楽しんでいきます。

障がいがあるなしにかかわらず、仲間とともに、時には真剣勝負を楽しめるスポーツを創り、時には地域の魅力発見のワークショップを開催し、時には地域を超えた交流に取り組んだりしています。

シート 8

地域でも、金村さんは、人と人とのつながりを大事に、生活を楽しんでいます。日中を一人で過ごす高齢のご近所さんが集まる散歩会。

シート 9

近くで行われるトライアスロンのリレーコースに家族や親戚で出場しようと結成したチーム手賀沼レーシング。数年の活動の中で、30名を超える友達の輪に広がっています。

シート 10

突然負うことになった障がいを受容できず、長く苦しみが続きました。その時から寄り添ってくれていた友人が、「外に連れ出してくれた」「それがすべてのはじまりだった」と金村さんは振り返ります。

（田村氏） 友人に支えられ楽しみと出会い、楽しみを通して友人と出会う。金村さんの豊かなレクリエーション・ライフは、障がいのあるなしにかかわらない交流とスポーツ・レクリエーション活動の深いつながりを教えてくれますね。浅野さん、いかかでしたでしょうか。

（浅野氏） 今回の映像にもあったように、金村さんのライフスタイルが一つのモデルかと思います。水泳、ダイビング、地域の人達との散歩隊の活動。またトライアスロンなど、様々なスポーツ・レクリエーション活動を通して、生活や暮らしに根ざした交流、そしてお付き合いというものを生み出しているわけです。それこそ、スポーツ・レクリエーション

ンの新たな可能性ではないかと思えます。

(田村氏) そうですね。そして野村先生は日本レクリエーション協会が委託を受けた文部科学省の今回の新規事業の協力者会議の座長をされているのですが、今回の事業の目的と概要について説明していただけますか。

(野村氏) はい、今回の事業といいますのは、昨年制定されたスポーツ基本法とそれに基づき今年3月に策定されたスポーツ基本計画にのっとり、文部科学省が平成24年度新規事業として取り組むこととなりました「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業」を日本レクリエーション協会が受託されて実施している事業です。

この事業の目的としては「各種マニュアル、新しい種目、用具等の開発や実践研究の実施、地域における障がいのある人のスポーツ・レクリエーション環境の実態把握等によって、障がいの有る無しに関わらず一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進する。」こととなっています。

その概要は、今年度はこれからご登壇いただく方も含めて私が座長をさせていただいております協力者会議を設置いたしまして、事業の全体を検討・企画し、具体的に事業を進めております。その事業の一つは、今年度は全国15の地区で実践研究としてモデル事業を実施いたします。二つ目が本日のシンポジウムを実施するもので、障がいの有る無しに関わらず、共にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、豊かな地域における生活を作っていくためには、どのようなアプローチが必要なのか。「スポーツ・レクリエーションの新たな可能性」として皆さんとともに考えていこうというものです。

スポーツ基本法の前文では、「今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上でスポーツは不可欠なものであり」、また「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。」とうたわれており、障がいの有る方のスポーツの振興に関しましても、具体的な方策も基本計画の中に明記されているところです。

このような前提を踏まえまして、スポーツ基本法の理念実現への寄与するために、障がいの有る無しに関わらず、共に楽しみ喜びをわかちあうことの出来るスポーツ・レクリエーション活動の実践、ルールや道具、障がいの有無にかかわらない交流、おつきあいを生み出し、それを支える体制や人材といったものを実際の取組みの中で明らかにしていく、こうした現場の知恵や工夫を、政策を作る過程につなげていく必要があると考えています。

このような取り組みを通じて、障害者基本法の理念でもある、「全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会」の実現へ寄与することも目指していくべきことだと考えます。

さきほど、お話いたしましたように、本日のシンポジウムとは別に、全国15地区で実践研究のモデル事業として障がいのある人とない人の、あるいは異なる障がいのある人同士の出会いの場としてのスポーツ・レクリエーション活動を柱にした交流イベントの実施をいたします。この取り組みの成果をしっかりと検証し、今後全国で継続・発展できる事業モデルを作り上げていきたいと考えております。

(田村氏) 浅野さん、今、野村先生のお話の中で、全国15の地区で行う事業とありました。これはどんな特徴があるのでしょうか。

(浅野氏) そうですね。今日、実はこのシンポジウムにご参加いただいている皆さんとも関係してくるのですが、多くのレクリエーション協会の関係者や指導者の皆さん、皆さん方は日頃から地域のレクリエーション活動の推進のまさに受け皿として頑張ってください。さらに様々な団体や専門家の皆さん方とのある種の接着剤の役割を、おそらく担ってくださっていると思います。そんな皆さんは多彩な活動の中での豊かな交流を通して、元気回復や生きる喜びづくりのお手伝いをされているわけです。この事業でも、まさにその役割を大いに発揮していただきたいという期待を持っております。そしてもう一つ、こちらの画面にもあるように、交流から日常的にお付き合いをする関係への発展と、それを支える体制を育てること。この事についてもぜひ挑戦をしていただきたいと思っています。

つまり、交流イベントでの出会いが普段の生活の中での友人関係へと発展したり、あるいは共に楽しんだスポーツ・レクリエーション活動のサークルへと発展する。またその後におけるいろいろな交流イベントで、参加者ではなく、先ほどの金村さんのモデルにもありましたが、障害者の皆様方も、企画や作り手の立場でお付き合いを楽しむということなのです。レクリエーション協会や指導者の皆さん方がこのような多様なお付き合いへの種を植え、芽生えを育む体制づくりに挑戦していただく場であることが、この事業の特徴でもあり、そこに関わる皆さん方に期待するということでもあります。よろしくお祈りします。

その2

(田村氏) ありがとうございます。さて、ここからは第二部になります。野村先生、どんな内容になるのでしょうか。

(野村氏) そうですね。この第二部は事業モデルの意義や可能性について、まずは政策の課題について文部科学省専門官でいらっしゃる中平さんから。そして障がいのある方のスポーツの課題については同志社大学の藤田先生から。そして地域での社会福祉の課題については地元福井県社会福祉協議会の永松さんから。レクリエーション運動の課題については福島県レクリエーション協会および全国福祉レクリエーション・ネットワークの立場で佐藤さんから、それぞれお話を伺いたいと思っております。

(田村氏) それでは早速、文部科学省、スポーツ青少年局、スポーツ振興課、専門官の中平公士さんから政策の課題について伺います。どうぞよろしくをお願いします。

(中平氏) ただいまご紹介にあずかりました文部科学省の中平と申します。本日は文部科学省が今年度から行う、健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業の取り組みを新しく行う理由について、政策的観点からご説明をしたいと思います。

大きな視点としては二つあります。まず第一点目はスポーツ基本法、第二点目としてスポーツ基本計画の説明をいたします。

まず、スポーツ基本法とは何ぞやと言いますと、スポーツに関して基本理念を定めたものでございます。国および地方公共団体の責務、並びにスポーツ団体の努力等を明らかにしたものであって、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものです。平成23年8月24日から施行されました。

本日のシンポジウムのテーマとも密接に関連する条文としては、第二条にある基本理念の部分が非常に密接に関連しております。第二条の3項と5項を見てみたいと思います。第二条3項には、スポーツは人々がその居住する地域において、身近に親しむことができるようにするといったような事や、第5項には、スポーツは障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類および程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない、ということが書いてあります。この二つから導き出されるものとしては、人々がその居住する地域において、障がいの有無に関わらずスポーツに身近に親しむことができることが要請されていると言えます。

他の条文については、ネットで調べてみていただければと思います。

スポーツ基本計画についてご説明をいたします。スポーツ基本計画とはスポーツ基本法